## 公益財団法人相模原市体育協会情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、相模原市情報公開条例(平成12年相模原市条例第39号。以下「情報公開条例」という。)の趣旨にのっとり、公益財団法人相模原市体育協会(以下「財団」という。)が実施する情報公開について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

- 第2条 この規程において「文書等」とは、財団の役員及び職員(以下「役職員」という。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式でつくられた記録をいう。以下同じ。)であって、役職員が組織的に用いるものとして、財団が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - (1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 文書又は図画の作成の補助に用いるため一次的に作成した電磁的記録

(解釈及び運用)

第3条 財団は、この規程の解釈、運用にあたっては、財団の保有する情報を積極的に公開するよう努めるものとする。この場合において、財団は、第三者の権利又は利益が不当に侵害されることのないように最大限の配慮をしなければならない。

(適正な申し出及び使用)

第4条 この規程の定めるところにより文書等の公開を申し出ようとするものは、適正な申し出に 努めるとともに、文書等の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければ ならない。

(公開の申し出ができるもの)

第5条 市内に住所を有する者、市内の事務所若しくは事業所に勤務する者その他財団に関わりを 有するもの又は財団に関し公開を必要とする理由を明示するものは、何人も財団に対し文書等の 公開を申し出ることができる。

(文書等の公開の申し出方法)

- 第6条 公開の申し出をしようとするものは、財団に対して、次の事項を記載した申出書を提出しなければならない。ただし、申出に係る文書等に公表を目的として作成し、又は取得した情報その他明らかに公開することができる情報が記録されている場合であって財団が申出書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。
  - (1) 氏名又は名称及び代表者の氏名
  - (2) 住所又は所在地
  - (3) 公開の申出に係る文書等を特定するために必要な事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、別に定める事項
- 2 財団は、申出書に形式上の不備があると認めるときは、公開の申出をしたもの(以下「公開申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合にお

いて、財団は、公開申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

## (文書等の原則公開)

- 第7条 財団は、公開の申出があったときは、公開の申出に係る文書等に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、公開の申し出者に対し、当該文書等を公開するものとする。
  - (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別されうるもの又は特定の個人は識別できないが公にすることにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に揚げる情報を除く
    - ア 公表することを目的をとして、作成し、又は取得した情報
    - イ 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規程により又は慣行として公にされ、又は公 になることが予定されている情報
    - ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
    - エ 当該個人が役職員及び公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る部分
  - (2) 法人その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く
  - (3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護並びに公共の安全と 秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
  - (4) 財団並びに国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
  - (5) 財団が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に揚げるおそれがあるもの
    - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確の事実の把握を著しく困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ
    - イ 契約、交渉又は争訟にかかる事務に関し、財団の財産上の利益又は当事者としての地位を 不当に害するおそれ

- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ その他事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ
- (6) 法令等の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報 (文書等の一部公開)
- 第8条 財団は、公開の申出に係る文書等の一部に非公開情報が記録されている場合において、当該非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該申出の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開するものとする。
- 2 公開の申出に係る文書等に前条第1号の情報(特定の個人が識別されうるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別されうることとなる部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分以外の部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(文書等の存否に関する情報)

第9条 公開の申出に対し、当該公開の申出に係る文書等が存在しているか否かを答えるだけで、 非公開情報を公開することとなるときは、当該文書等の存否を明らかにしないで、当該公開の申 出を拒否することができる。

(公開の申出に対する決定)

- 第10条 財団は、公開の申出に係る文書等の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、 公開申出者に対し、その旨並びに公開する日時及び場所を書面により通知するものとする。
- 2 財団は、公開の申出に係る文書等の全部を公開しないときは、公開しない旨の決定をし、公開申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。前条の規定により公開の申出を拒否するとき及び公開の申出に係る文書等を保有していないときも、同様とする。
- 3 財団は、前項の公開しない旨の決定(第8条第1項の規定により、文書等の一部を公開しないときを含む。)をした場合は、その理由を併せて通知するものとする。この場合において、当該決定に係る文書等が、その決定の日の翌日から起算して1年以内にその全部又は一部を公開することができるようになることが明らかなときは、その旨を付記するものとする。

(公開の申出に対する決定の期限)

- 第11条 前条第1項及び第2項の規定による決定(以下「公開決定等」という。)は、当該公開の申出のあった日の翌日から起算して14日以内に行うものとする。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、その期間に参入しない。
- 2 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を公開の申出があった 日の翌日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、財団は、公開 申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、公開の申出に係る文書等が著しく大量であるため、公開の申出が あった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の 遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、財団は、公開の申出に係る文書等のうちの相 当の部分につき当該期間内に公開決定等を行い、残りの文書等については相当の期間内に公開決

定等を行うものとする。この場合において、財団は、第1項に規定する期間内に、公開申出者に対し、次に揚げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの文書等について公開決定等をする期限

(第三者保護に関する手続)

- 第12条 財団は、公開の申出に係る文書等に財団及び公開申出者以外のもの(以下「第三者」という。)に関するが情報が記録されているときは、公開決定等をするに当たって、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 財団は、第三者に関する情報が記録されている文書等を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号ウ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定等に先立ち、第三者に対し、公開の申出に係る文書等の表示その他別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 財団は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該文書等の公開に反対の意志を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において、財団は、公開決定の後直ちに当該反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開する日を書面により通知するものとする。

(文書等の公開の方法)

- 第13条 文書等の公開は、文書又は図面については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して別に定める方法により行う。
- 2 財団は前項の規定にかかわらず、公開の申出に係る文書等を直接公開することにより、当該文書等の管理に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該文書等の公開に代えて、当該文書等の写しによりこれを行うことができる。

(文書等の閲覧手数料等)

- 第14条 この規程に基づく文書等の閲覧に係る手数料は、無料とする。
- 2 この規程に基づき文書等(第13条第2項の規定により文書等を複写したものを含む。)の写し を交付する場合の当該写しの作成に要する費用は、申出者の負担とする。

(異議の申出)

- 第15条 財団が行った公開決定等について、異議のある者は、当該公開決定等を知った日の翌日から起算して60日以内に、財団に対して異議を申し出ることができる。
- 2 前項の異議の申出は、書面によるものとし、次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 異議を申し出ようとするものの氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名及び連絡先の電話番号
- (2) 異議の申出の対象となった公開決定等を知った日及びその内容
- (3) 異議の申出の趣旨及びその理由

(異議の申出に係る処理)

第16条 前条による異議の申出があったときは、財団は、異議の申出が不適切であることが明らか

なとき又は申出に係る文書等の全部を公開するときを除き、実施機関(条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。)の助言を求めることができる。

- 2 実施機関から当該異議の申出について、意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求められた 場合はこれに応じるものとし、当該異議の申出の対象となっている文書等については、これを提 示するものとする。
- 3 第1項の規定により、実施機関からの助言があった場合は、この意見を尊重し、速やかに当該 異議の申出について書面により決定するものとする。

(任意的な文書等の公開)

第17条 財団は、第5条の規定により文書等の公開を申出できるもの以外のものから文書等の公開の申出があった場合においては、第3条及び第7条から第14条までの規定を準用して、その申出に応ずるよう努めるものとする。

(文書等の管理)

第18条 財団は、この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、文書等の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の文書等に関する必要な事項について別に定めを設け、これに基づき、文書等を適正に管理するものとする。

(適応除外)

第19条 この規程は、文章等の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手続きが別に定められている場合における当該文書等の公開については、適応しない。

(委 任)

第20条 この規程の施行に関し必要な事項は、財団が別に定めることができる。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成13年5月30日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の電磁的記録に関する規定は、この規程の施行の日以降に作成し、保存し、又は取得した電磁的記録について適用する。

## 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。